

## 後期高齢者医療における負担割合のレセプト特記事項の対応について

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となりました。それに伴いレセプトの出力部分を上記の改正内容に対応しました。

### 【変更内容】

後期高齢者で一般所得(窓口負担割合が1割又は2割)限度額18,000円の患者様は、患者登録で登録された特記事項に応じてレセプトの「特記事項」が下記のように変更されます。

#### ●後期高齢2割

(患者登録画面)

主保険	保険者番号 39261102 記号 番号 統柄 高額療養	負担割合 2.0割 枝番 本人 75歳特例 区力 0 %	限度額 18000 円
-----	---	--	----------------

(レセプトの特記事項)

特記事項	41 区力
------	-------

#### ●後期高齢1割

(患者登録画面)

主保険	保険者番号 39261102 記号 番号 統柄 高額療養	負担割合 1.0割 枝番 本人 75歳特例 区キ 0 %	限度額 18000 円
-----	---	--	----------------

(レセプトの特記事項)

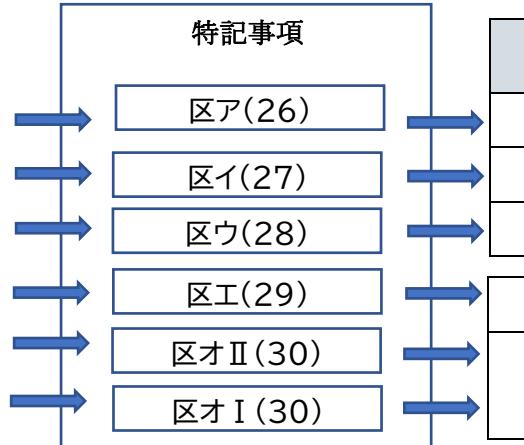
特記事項	42 区キ
------	-------

### 【補足】

70歳以上の患者登録とレセプト特記事項の組み合わせは、令和4年10月診療分(11月提出分)からは下記のようになります。

#### 前期高齢(70歳~74歳)

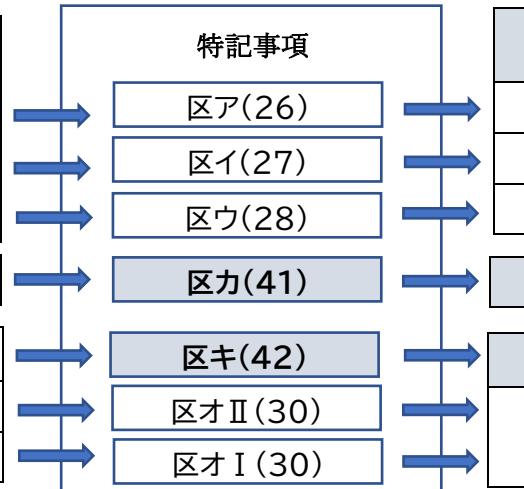
負担割合	限度額認定証の適用区分
3割	提示なし
	区分II
	区分I
2割	提示なし
	区分II
	区分I



レセプト特記事項
26区ア
27区イ
28区ウ
29区工
30区才

#### 後期高齢(75歳以上) ※特例として75歳以下で後期高齢を持たれている患者様も含まれます。

負担割合	限度額認定証の適用区分
3割	提示なし
	区分II
	区分I
2割	
1割	提示なし
	区分II
	区分I



レセプト特記事項
26区ア
27区イ
28区ウ
41区力
42区キ
30区才